

令和4年(2022年)6月3日

保護者様

宝塚市教育委員会

学校園生活における園児児童生徒のマスクの着用について（お知らせ）

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、本年5月20日以降、厚生労働省や文部科学省からマスク着用の考え方が公表されました。本市におきましても、夏季を迎えるに当たり、学校園生活における園児児童生徒（以下「児童等」という。）のマスク着用について改めて留意点をお知らせします。

ご家庭においても、登校園時にはマスクを忘れずに持たせていただくようご配慮いただくなど、家庭における感染予防対策にご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 マスク着用の必要がない活動

(1) 小学校・中学校

- ① 十分な身体的距離（2 m以上）が確保できる場合
- ② 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
- ③ 登下校時（ただし、身体的距離を確保するよう指導します。）
- ④ 体育の授業（ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は着用します。）
- ⑤ 屋外で会話をほとんど行わない教育活動

(2) 部活動（中学校）

上記（1）に準じつつ、各競技団体や協会等が作成するガイドライン等を踏まえて対応します。

また、練習試合や大会等への参加に当たっては、更衣室・控室、応援時にはマスクを着用します。

(3) 幼稚園

園児個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、身体的距離にかかわらず、マスクの着用は求めません。

ただし、園児に感染者が生じた場合は、一定期間、可能な範囲で屋内での活動中はマスクを着用します。この場合、園児の体調変化には十分に注意して対応します。

2 留意事項

- ① マスクの着用が不要となる場面等を明確化しましたが、市教育委員会の対処方針に基づく感染対策を緩和したものではありません。
- ② マスク着脱時のマスクの保管方法については、それぞれの活動形態に応じて適切に取扱うこととします。
- ③ マスクの着用が不要となった場合であっても、濃厚接触者の基準は現行通りです。そのため、マスクを外した場合は身体的距離を確保するか、会話を控えるなど、感染予防対策を徹底します。

3 アレルギーなどの健康上の理由でマスクの着用が困難な児童等への対応

アレルギーなど健康上の理由でマスクの着用が困難な場合は、登下校中や体育の授業以外の学校生活において、マスクを外すよう指導しています。

つきましては、健康上の理由により、通常の授業中であってもマスクの着用が困難な場合は学校へご相談ください。

4 お問い合わせ先

学事課 0797-77-2366（直通）

学校教育課 0797-77-2028（直通）